

ベビーシッター等の利用に対する支援について

- ・就労の有無にかかわらず、身近に頼れる人がいない場合に、ベビーシッター等の活用が考えられます。
- ・今後、市町村と協力し、子育て支援策のひとつとしてベビーシッター等の利用料等を助成する仕組みを検討します。



<県内市町村の取組例>

	事業名	事業概要	利用対象者	対象児	助成額/自己負担額
御所市	育児支援サービス利用料助成金	公的な育児サービスを利用することが困難で、対象事業者（ベビーシッター等）から対象サービス（預かりや送迎等）を利用した場合、助成金を利用者に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者 ・対象児童を養育し、突発的な事情により一時的に児童の保育が困難なこと 	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	<助成額> 対象サービス利用料の1/2（利用1回につき4,000円、同一年度において保護者1人につき28,000円が上限(対象児童が1人増えるごとに20,000円加算)）
田原本町	育児支援ヘルパー派遣事業	町と契約した事業所からヘルパーを自宅に派遣し、家事支援、育児支援を実施 ※利用上限時間あり	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住者 ※配偶者等が育休中の場合は利用不可 	満1歳未満児	<自己負担額> 400円/時間 （非課税世帯 200円/時間） （生活保護世帯 0円/時間）